

第7章 実現に向けた行動計画

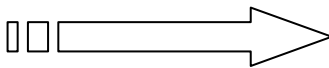
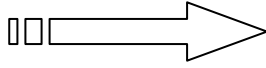
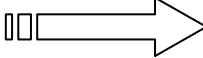
具体的な行動計画は、基盤整備、アプリケーション整備、推進体制整備など、それぞれの分野について、段階的に検討を進めます。

第1段階として、情報通信基盤の整備としての情報プラットフォームの整備であり、第2段階として、情報プラットフォームを活用して展開するアプリケーションサービスの展開、第3段階として、行政の効率化を図るための電子化を並行して実施していくこととします。

7.1 情報通信基盤の整備

計画期間の初期において、情報格差（デジタル・ディバイド）是正のため、光ファイバによる超高速情報通信網を整備し、CATV事業を展開します。このことにより、ブロードバンド環境の向上や地上デジタル放送の対応を図るとともに、地域公共ネットワークの基盤として活用することにより、各施設から住民が情報を入手する「ワンストップサービス」を提供することができます。

また、課題のひとつである携帯電話不通エリアを解消するため、民間事業者と連携し、整備された情報通信網を一部活用することにより、対策を講じます。

事業名	H19	H20	H21	H22	H23
光ファイバによる情報通信網の構築					
地域公共ネットワークの構築					
携帯電話不通エリアの解消基盤構築					

7.2 情報基盤を活用したアプリケーションサービス

新市まちづくり計画の基本方針の実現を図るため、基本目標として次の項目に取り組みます。

① 「住民サービスの向上」

住民サービスに関連する業務の情報システム化を推進することにより、行政への各種手続きの一元化や多様なサービスの統合化など、住民の利便性とサービス内容の向上を目指すとともに、住民への様々な市政情報の提供と住民からの意見収集を行い、まちづくりへの住民参加の促進を図ります。

② 「行政業務の高度化・効率化」

情報化を推進する職員の育成、情報システムの統合化とネットワーク化を支える情報通信基盤の拡充、情報の適正な取り扱いと情報システムの信頼性を維持する管理運営体制の改善など、行政業務の高度化を図ります。

また、多様で質の高い住民サービスを実現するため、行政情報化の推進により組織内における情報の相互利用と円滑な意思疎通を図り、効率的な事務事業と職員の政策形成能力に支えられた総合的な行政の情報化を目指し、行政業務の効率化を図ります。

③ 「活力ある地域社会の構築」

地域の情報化に向け、行政と住民と企業の適切な役割分担のもと、情報通信基盤・情報環境の整備や促進を図り、住民の情報リテラシーの向上と生涯学習活動・コミュニティ活動などの住民活動に関する情報提供・環境や防災の住民生活の安全に関する情報提供を推進することにより、地域内・地域間での多様で活発な情報交流を充実させ、住民生活の利便性の向上、活力ある地域社会の構築を目指します。

事業名	H19	H20	H21	H22	H23
情報提供システム					
教育ネットワークシステム					
文書管理システム					
新庁舎のインテリジェント化					

7.3 情報推進体制の整備

高度情報通信技術やコンピュータ技術を積極的に取り入れ、利活用するために、情報ネットワーク時代の視点から将来にふさわしい全庁的推進体制を整備します。

事業名	H19	H20	H21	H22	H23
行政情報化推進体制					
地域情報化推進体制					